



発行 新潟県

号外 1

令和4年10月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 30 職員の高齢者部分休業に関する条例(人事課)
- 31 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(人事課)
- 32 新潟県個人情報保護に関する法律施行条例(法務文書課)
- 33 コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例(障害福祉課)

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の高齢者部分休業に関する条例(新潟県条例第30号)

1 趣旨

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとしました。(第1条関係)

2 高齢者部分休業の承認

(1) 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする事としました。(第2条関係)

(2) 地方公務員法の規定に基づき高年齢として条例で定める年齢は、当該職員に係る職員の定年等に関する条例に規定する定年から5年を減じた年齢とすることとし、任命権者は、職員が当該年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができることとしました。(第2条関係)

3 高齢者部分休業取得中の給与

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を控除して給与を支給することとしました。(第3条関係)

4 退職手当の取扱い

高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例の規定により計算した在职期間から除算することとしました。(第4条関係)

5 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(新潟県条例第31号)

1 職員の定年等に関する条例の一部改正関係

(1) 職員の定年は、年齢65年(保健所及び精神保健福祉センターにおいて医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年)とすることとし、地方公務員法に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とすることとしました。(第1条関係)

(2) 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員等が退職する場合を除く。)をした者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとしました。(第1条関係)

(3) (1)の定年は、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、2年に1歳ずつ段階的に引き上げるこ

としました。(第1条関係)

(4) 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員等を除く。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。としました。(第1条関係)

2 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

(1) 1(2)により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとしました。(第4条～第7条関係)

(2) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとしました。(第4条及び第6条関係)

3 職員の退職手当に関する条例の一部改正関係

当分の間、11年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額については、定年により退職した者等に対する退職手当の基本額の規定を準用することとしました。(第8条関係)

4 職員の再任用に関する条例の廃止関係

職員の再任用に関する条例は、廃止することとしました。(第20条関係)

5 定年退職者等の再任用に関する経過措置

(1) 任命権者は、施行日前に1による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により退職した者等のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例に規定する定年に達している者等を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとしました。(附則第3条関係)

(2) 任命権者は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正後の地方公務員法の規定にかかわらず、施行日前に旧条例の規定により退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例に規定する定年をいう。）に達している者等を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとしました。(附則第4条関係)

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（新潟県条例第32号）

1 趣旨

この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることとしました。(第1条関係)

2 個人情報ファイル

県の機関等は、個人情報の保護に関する法律の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、当該県の機関等が保有している個人情報ファイルのうち、記録されている本人の数が1,000人に満たないものについて、同法に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないこととしました。(第2条関係)

3 新潟県個人情報保護審査会の組織及び運営

個人情報の保護に関する法律の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、新潟県個人情報保護審査会を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。(第9条～第18条関係)

4 新潟県個人情報保護条例の廃止

新潟県個人情報保護条例は、廃止することとしました。(附則第2条関係)

5 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

6 施行期日

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

1 指定管理者制度の導入

コロニーにいがた白岩の里の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲等を定めることとしました。(第 6 条～第10条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 職員の高齢者部分休業に関する条例
- (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例
- (3) 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例
- (4) コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例

令和4年10月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県条例第30号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

2 地方公務員法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、当該職員に係る職員の定年等に関する条例(昭和59年新潟県条例第6号)第3条に規定する定年から5年を減じた年齢とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)第4条及び市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)第16条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から人事委員会規則で定める数を減じた数で除して得た額を控除して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)第8条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年新潟県条例第30号)第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長の承認)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(人事委員会規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

新潟県条例第31号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章、条及び項の表示に下線が引かれた章、条及び項(以下この条において「追加章等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(章、条及び項の表示並びに追加章等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>職員の定年等に関する条例</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条-第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第13条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、保健所及び精神保健福祉センターにおいて医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、<u>回条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌</u></p>	<p>職員の定年等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、病院、保健所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関において医療業務に従事する職員のうち医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1</u></p>

日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を続けて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、保健所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)第24条の2第1項各号に規定する職及び市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)第24条第1項に規定する職

(2) 一般職の職員の給与に関する条例別表第7イの表6級の項右欄第2号、への表6級の項右欄、トの表6級の項右欄第2号、チの表4級の項右欄第3号若しくはリの表5級の項右欄第2号に掲げる職務を行う職又は市町村立学校職員の給与に関する条例別表第4ニの表6級の項右欄に規定する職

(3) 警視又は警部の階級にある新潟県警察の警察官(第1号に掲げる職を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢

第5条 (略)

が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

- 2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「新潟県警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）と、同項第1号から第3号までの規定中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

- 第9条** 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要

- とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間

を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(この条例の実施に関し必要な事項)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1・2 (略)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号。第5項において「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師以外の職員に対する第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職

附 則

1・2 (略)

<p>員 (以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該異動等の日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p> <p>6 <u>新潟県警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官 (以下単に「特定地方警務官」という。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	
---	--

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (昭和26年新潟県条例第41号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項 (以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員に意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果並びに失職の例外に関し規定することを目的とする。</p> <p>(降給の種類)</p> <p>第1条の2 <u>降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給 (同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格 (職員に意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。)することをいう。)とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>一般職の職員の給与に関する条例 (昭和30年新</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員に意に反する降任、免職<u>及び休職</u>の手続及び効果並びに失職の例外に関し規定することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

<p><u>新潟県条例第59号) 附則第17項又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号) 附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号) 附則第17項又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号) 附則第9項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>3 <u>一般職の職員の給与に関する条例附則第17項又は市町村立学校職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給の場合には、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
--	--------------------------

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(減給の効果)	(減給の効果)
<p>第4条 <u>減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>第4条 減給は、6月以下の期間、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p><u>2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とす</u></p>

2 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額、前項の規定にかかわらず、法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつては前項の規定による給料月額に、一般職員勤務時間条例第3条第3項又は第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給）

第12条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 （略）

3 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 （略）

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤すること

る。

3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前2項の規定にかかわらず、再任用職員にあつては前項の規定による給料月額に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつては第1項の規定による給料月額に、一般職員勤務時間条例第3条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給）

第12条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 （略）

3 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 （略）

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職

<p>が著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この条において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ず</p>	<p>員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ず</p>
--	---

ることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が4万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

5～9 (略)

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき人事委員会規則で定める額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（一般職員勤務時間条例

ることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

5～9 (略)

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき人事委員会規則で定める額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（一般職員勤務時間条例

第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) (略)

5 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の102.5を乗じて得た額とする。)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、第1項 (第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) (略)

5 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の102.5を乗じて得た額とする。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第27条の5 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第27条の5 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第37条の2 第8条第2項、第9条から第13条まで、第16条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条の2、第20条の3、第24条の5及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2・3 (略)

附 則

1～16 (略)

(職員の定年の引上げに伴う特例)

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第19項及び第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第8条第2項及び第9条から第13条までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員

(2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年新潟県条例第6号)第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師

(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び附則第21項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第37条の2 第16条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条の2、第20条の3、第24条の5及び第27条の規定は、再任用職員には適用しない。

2・3 (略)

附 則

1～16 (略)

て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 附則第20項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第20項中「前項」とあるのは「第21項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第19項及び第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第19項、第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると

<p>認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>25 附則第19項、第21項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第25条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。）、第27条の2第2項、第27条の3第2項及び第27条の4第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項、第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>26 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	
--	--

第5条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

別表第2の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第3ロの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第4イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第4ロの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

別表第 4 ハの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第 5 の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第 6 の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 6 条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(格付及び給料の支給)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以</u></p>	<p>(格付及び給料の支給)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前2項の規定にかかわらず、再任用職員にあつては前項の規定による給料月額に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年</u></p>

下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあつては当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあつては前項の規定による給料月額に、市町村立学校職員勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 (略)

3 55歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 (略)

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事

法律第110号)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあつては第1項の規定による給料月額に、市町村立学校職員勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 (略)

3 55歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 (略)

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事

委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 学校若しくは共同調理場（以下この条、次条、第28条第1項及び第30条の4において「学校等」という。）を異にする異動又は在勤する学校等の移転に伴い、所在する地域を異にする学校等に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は学校等の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規

委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 学校若しくは共同調理場（以下この条、次条、第28条第1項及び第30条の4において「学校等」という。）を異にする異動又は在勤する学校等の移転に伴い、所在する地域を異にする学校等に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は学校等の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規

則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が4万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

5～9 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

5～9 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第29条の4 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 (略)

(時間外勤務手当)

第30条の2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150ま

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第29条の4 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 (略)

(時間外勤務手当)

第30条の2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150ま

での範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた学校栄養職員及び事務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) (略)

5 市町村立学校職員勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に学校栄養職員及び事務職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第39条の2 第7条第2項、第8条から第11条まで、第13条、第17条、第18条、第18条の3、第25条の2、第28条、第30条の3及び第30条の4の規定は、

での範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた学校栄養職員及び事務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、第1項 （第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) (略)

5 市町村立学校職員勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に学校栄養職員及び事務職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間
100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第39条の2 第17条、第18条、第18条の3、第25条の2、第28条、第30条の3及び第30条の4の規定は、再任用職員には適用しない。

定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2・3 (略)

附 則

1～8 (略)

(職員の定年の引上げに伴う特例)

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第2項、第8条から第11条まで及び第13条の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員

(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年新潟県条例第6号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第13項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級にお

2・3 (略)

附 則

1～8 (略)

<p>ける最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第11項及び第12項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>15 附則第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第29条の2第2項及び第29条の3第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>16 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	
--	--

第7条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第1ロの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第2の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
------	--	-----	-----	-----	-----	-----

任用短時間勤務職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

別表第3の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(適用範囲)	(適用範囲)
<p>第2条 この条例の規定による退職手当は、新潟県の歳出予算によつて給料が支給される者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に掲げる特別職の職にある者及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される者、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条に規定する教育長並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された者を除く。)で常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第13条第2項において「勤務日数」という。</u>)が18日(1月間の日数(新潟県の休日をも定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算</p>	<p>第2条 この条例の規定による退職手当は、新潟県の歳出予算によつて給料が支給される者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に掲げる特別職の職にある者、<u>同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者</u>及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される者、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条に規定する教育長並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された者を除く。)で常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなし</p>

入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第13条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、そのを超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第34条において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額さ

て、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以

れたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務所の移転によつて退職した者であつて任命権者が知事と協議して定めるものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第34条において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定

下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務所の移転によつて退職した者であつて任命権者が知事と協議して定めるものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第7条の2 第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額。次号において同じ。）に60を乗じて得た額
- (2) （略）

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第7条の2	第5条の2第1項（	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) （略）

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5

		条の2第1項 (略)
		同項の
		第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額 (第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額。次号において同じ。)	特定減額前給料月額 (第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額。以下この号及び次号において同じ。)及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
(略)		

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法 (昭和45年法律第82号) に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社 (以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令 (昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条に規定する法人 (退職手当 (これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き

		条の2第1項の (略)
		同項の
		同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
(略)		

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法 (昭和45年法律第82号) に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社 (以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令 (昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条に規定する法人 (退職手当 (これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き

続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算につき、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとするを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による休業その他これらに準ずる事由又は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号)第20条若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第5号)第19条の規定による休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(9) (略)

2～5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2 (第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(勤続期間の計算)

第8条 (略)

2～4 (略)

続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算につき、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとするを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による休業その他これらに準ずる事由又は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号)第20条若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第5号)第19条の規定による休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(9) (略)

2～5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(勤続期間の計算)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体、国若しくは行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) (略)

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等又は法令により同項に規定する

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体、国若しくは行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) (略)

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等又は法令により同項に規定する公庫等

公庫等職員とみなして同条の規定が適用される者を使用する法人をいう。以下同じ。) (以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することを定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤務期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤務期間に通算することを定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

(失業者の退職手当)

職員とみなして同条の規定が適用される者を使用する法人をいう。以下同じ。) (以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することを定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤務期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤務期間に通算することを定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

(失業者の退職手当)

第13条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し

第13条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれか

5～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれか

に該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前

に該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用

再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する新潟県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する新潟県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当

受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき

受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係

は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

第3条 削除

第4条 (略)

第5条から第9条まで 削除

る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

(昭和37年11月30日以前の退職に係る退職手当の取扱い)

第3条 昭和37年11月30日以前における退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

第4条 (略)

(昭和37年11月30日以前の勤続期間の計算)

第5条 昭和37年11月30日に現に在職していた職員の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、次条から附則第10条までの規定によるほか、第8条（第5項中段を除く。）、第9条、第10条並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下「条例第41号」という。）附則第7項及び附則第13項の規定の例による。

(特殊の期間を有する者の勤続期間計算の特例)

第6条 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

- (1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間
- (2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しよを受け、引き続いて旧国民医療法(昭和17年法律第70号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の新潟県への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間
- (3) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しよを受け、引き続いて日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し救護員として旧日本赤十字社令(明治43年勅令第228号)の規定に基づき戦地勤務(恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。)に服し、かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員としての戦地勤務に服した期間の3分の2の期間
- (4) 先に職員として在職した者であつてア又はイ

に該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勸しようを受け、引き続き外国にあつた特殊機関の職員で、施行令附則第 3 項第 6 号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつたものの当該外国特殊機関職員としての引き続きいた在職期間の 3 分の 2 の期間

イ 任命権者の承認又は勸しようを受け、引き続き外国政府の職員となるため退職し当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引き継ぎとともに、引き続き外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続きいた在職期間の 3 分の 2 の期間

第 7 条 昭和 28 年 7 月 31 日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

(1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しようを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しようを受けた他の任命権者に属する職員となつたもの

(2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しようを受け、引き続き在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続き再び職員となつたもの

第 8 条 昭和 20 年 8 月 15 日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが、当該各号に掲げる日から昭和 28 年 7 月 31 日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げ

る者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件(昭和21年勅令第287号)の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失つた日

2 昭和20年8月15日以前において軍人軍属の身分を失つた者が、その身分を失つた日以後120日以内に他に就職することなく職員となつた場合においては、軍人軍属としての在職期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

第9条 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和21年勅令第109号)第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和22年勅令第1号)第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第6条の規定に基づく総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの(先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日(その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日)の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。以下附則第14条第1項第1号において「就職禁止等により退職させられた者」という。)が、その退職の後、法令の規定又は特例の手続によりこれらの措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあっては、当該退職の日)から昭和28年7月31日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間

(退職手当に相当する給与の支給を受けている場合の取扱い)

第10条 職員が退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、その者の職員としての在職期間には、含まないものとする。

第11条から第16条まで 削除

に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

(退職手当に相当する給与の支給を受けている場合の取扱い)

第10条 職員が退職(附則第13条第2項の特殊退職を除く。)によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間 (昭和21年6月30日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての在職期間には、含まないものとする。

(職員以外の地方公務員等であつた者の取扱い)

第11条 昭和37年11月30日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等(もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下この条において同じ。)から引き続いて職員となつたもの及び同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて同年12月1日以後に引き続いて職員となつたものの同年11月30日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第6条から前条までの規定を準用するほか、第8条第5項及び第6項、第10条並びに条例第41号附則第7項及び附則第13項の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは「退職(条例第41号による改正前の第10条の2第1項の退職、附則第13条第2項の特殊退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和37年11月30日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第22条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方

公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

(外地官署所属職員等であつた者の勤続期間計算の特例)

第12条 昭和20年8月15日に現に附則第8条各号に掲げる者(在外研究員等を除く。以下この条において「外地官署所属職員等」という。)であつた者で同年同月同日において本邦外にあつたものうち、昭和28年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年(特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この条において同じ。)以内に職員となつたもの又は同年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年8月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

2 前項に規定する者の昭和28年7月31日(同年8月1日以後に附則第8条第1項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第6条及び附則第7条(これらの規定を附則第11条第1項において準用する場合を含む。)並びに附則第10条の規定を準用するほか、第8条第5項及び第6項並びに第10条の規定の例による。この場合において第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは「退職(附則第13条第2項の特殊退職及び附則第13条の2に規定する職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例

の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

(特殊退職をした者に対する退職手当の額の計算の特例)

第13条 昭和28年7月31日に現に在職していた職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は前条第1項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで、条例第41号による改正前の第10条の2第2項及び附則第13条の2の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合(附則第13条の2に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第13条の2において例による附則第13条第1項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び附則第17条並びに条例第41号附則第3項から第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間(昭和21年6月30日以前に当該給与の支給を受けている場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときはその端数を切り捨てる。)に相当する

月数)をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当(附則第9条の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条(25年以上勤続して退職した者のうち勤務所の移転により退職した者であつて任命権者が知事と協議して定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。)若しくは第5条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

2 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合(職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。)の退職

(2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合(前号に該当する場合を除く。)の退職

(3) 附則第6条各号又は附則第7条各号(これらの規定を附則第11条及び附則第12条第2項において準用する場合を含む。)の退職

(4) 附則第9条(附則第11条において準用する場合を含む。)の退職

(5) 外地官公署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

第13条の2 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間(その者が当該在職期間中に

おいてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続きいた在職期間に限る。）中において、昭和38年3月31日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当については、前条第1項の規定の例による。この場合において、第8条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第41号附則第7項及び附則第13項の退職、附則第13条第2項の特殊退職及び附則第13条の2に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

（就職禁止等により退職させられた者等の特例）

第14条 職員のうち、次に掲げる者が退職した場合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者がすでに支給を受けた退職手当の算定の基礎となつた在職期間（以下この条において「前在職期間」という。）は、附則第10条の規定にかかわらず、その者の職員又は職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間に含まれるものとする。

(1) 就職禁止等により退職させられた者が引き続き職員又は職員以外の地方公務員等（附則第9条の規定により在職期間が引き続きいたものと

みなされる期間内に再び職員又は職員以外の地方公務員等となつた者を含む。)となり、前在職期間に係る退職手当の支給を受けたもの

(2) 昭和23年3月6日に現に新潟県警察部に勤務していた職員又は職員以外の地方公務員等であつた者が引き続いて国家地方警察の職員となつた後退職し、前在職期間に係る退職手当の支給を受けてさらに引き続いて自治体警察の職員(その職員がさらに引き続いて国家地方警察の職員となつた場合を含む。)となり警察法(昭和29年法律第162号)の施行に伴い、地方警察の職員となつたもの

2 前項の規定に該当する職員に対する退職手当の額は、第2条の4から第5条の2まで、第7条、第7条の2、第7条の4及び第7条の5並びに附則第13条の規定にかかわらず、第2条の4から第5条の2まで、第7条、第7条の2、第7条の4及び第7条の5の規定(附則第17条の規定の適用を受ける者については、同条の規定とする。)により計算した場合に支給することとなる退職手当の額から、前在職期間に係る退職手当の額を基礎とし、職員の給与水準の上昇率等を考慮して人事委員会規則で定める額を控除した額とする。ただし、その額が前項の規定を適用しなかつた場合に支給することとなる退職手当の額に満たないときは、前項の規定を適用しなかつた場合に支給することとなる退職手当の額とする。

第15条 削除

(常勤を要しない者に関する経過措置)

第16条 常時勤務に服することを要しない者で昭和37年11月30日に現に雇用されていたものが、昭和37年12月1日以後最初に退職した場合(第2条第2項の規定により職員とみなされる場合を除く。)において旧条例第9条第2項の規定によれば退職手当の支給を受けることができた者に該当するときは、その者を第2条第1項の職員とみなして退職手当を支給する。

2 職員の昭和37年12月1日の前日を含む月以前における旧条例第9条第2項に規定する常勤を要しない職員としての勤続期間は、従前の例により計

(旧公社等の職員であつた者の勤続期間計算の特例)

第21条 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第22条 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を

算し、これを同月後の引き続いた勤続期間に加算するものとする。

(旧公社等の職員であつた者の勤続期間計算の特例)

第21条 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第22条 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

受けているときは、この限りでない。

第23条 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第25条 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この条において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（退職手当の基本額の特例）

第26条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下「条例第41号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3の2まで及び附則第35条から第44条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の

第23条 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第25条 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この条において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（退職手当の基本額の特例）

第26条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第41号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26条」とする。

83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26条」とする。

第27条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第41号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第38条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第28条 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第41号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第36条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第26条の規定の例により計算して得られる額とする。

（令和7年3月31日以前に退職した職員に対する失業者の退職手当の特例）

第33条 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定とあるのは ウ 特定退職者であつて、雇用保険する厚生労働省令で定める理由により就職が困難法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指げる者に相当する者として人事委員会規則で定め導基準に照らして再就職を促進するために必要な者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導

第27条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第41号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第28条 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第41号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第26条の規定の例により計算して得られる額とする。

（平成34年3月31日以前に退職した職員に対する失業者の退職手当の特例）

第33条 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定とあるのは ウ 特定退職者であつて、雇用保険する厚生労働省令で定める理由により就職が困難法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指げる者に相当する者として人事委員会規則で定め導基準に照らして再就職を促進するために必要な者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導

職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行う基準に照らして再就職を促進するために必要な職うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うを除く。）

ことが適当であると認めたもの

」とする。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する俸給月額の取扱い）

第34条 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

（職員の定年の引上げに伴う特例）

第35条 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第35条」とする。

第36条 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第36条」とする。

職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行う基準に照らして再就職を促進するために必要な職うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うを除く。）

ことが適当であると認めたもの

」とする。

第37条 前2条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員

第38条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）附則第17項又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）附則第9項の規定による職員の給料月額の変定（以下「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額変定に該当しないものとする。

第39条 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する第5条の3、第5条の3の2及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第37条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同条第2号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第37条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同条第2号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

第40条 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨

を受けて退職した者に限る。)のうち、次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者(人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第5条の3、第5条の3の2及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3表以外の部分中「6月」とあるのは、「0月」とする。

附則第37条各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第37条第2号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

第41条 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務所の移転によつて退職した者であつて任命権者が知事と協議して定めるものを除く。)に対する第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、第5条の3表以外の部分中「15年」とあるのは「10年」とするほか、前条の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条 当分の間、第5条第1項に規定する者(組織若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事と協議して定めるもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)であつて附則第40条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第40条の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年

と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第43条 当分の間、第5条第1項に規定する者（組織若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事と協議して定めるもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）であつて附則第40条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第44条 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者で、その者の基礎在職期間のうち給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下「7割措置減額日」という。）前において、第5条の2第1項の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある者に対する退職手当の基本額は、当該理由が生じた日（以下「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（一般職の職員の給与に関する条例附則第21項若しくは第24項若しくは市町村立学校職員の給与に関する条例附則第14項の規定の適用を受ける職員又はこれらの職員との権衡上必要があると認められる職員にあつては人事委員会規則で定める額。以下「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、第5条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別

<p><u>特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u> <u>ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合</u> <u>イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合</u></p> <p>(3) <u>退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u> <u>ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</u> <u>イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合</u></p>	
---	--

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第9条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長（園長を含む。）、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（<u>常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 <u>この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長（園長を含む。）、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（<u>常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

<p>2 <u>当分の間、第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職員給与条例附則第19項、第23項又は第24項若しくは市町村立学校職員給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p><u>この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</u></p>
---	--------------------------------------

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年新潟県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に <u>職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第35条若しくは第36条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3の2まで及び附則第35条から第44条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u>	3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に <u>新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u>
4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に <u>職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2(同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び同条例附則第38条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u>	4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に <u>新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u>
5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に <u>職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第36条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</u>	5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に <u>新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</u>
6 <u>職員の退職手当に関する条例附則第17条の規定の適用を受ける職員で附則第3項から前項までに該当するものに対する退職手当の額は、同条例第</u>	6 <u>新条例附則第17条の規定の適用を受ける職員で附則第3項から前項までに該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の</u>

<p>2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで、<u>同条例附則第17条並びに附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、その者につき旧条例の規定により計算した退職手当の額と職員の退職手当に関する条例及び附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</u></p>	<p>3まで及び第7条から第7条の5まで、<u>新条例附則第17条並びに附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、その者につき旧条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</u></p>
<p>7～11 (略)</p>	<p>7～11 (略)</p>
<p>12 附則第7項に規定する者又は附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する<u>職員の退職手当に関する条例</u>第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、<u>同条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで、同条例附則第17条並びに附則第3項から第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より少ない額となるときは、旧条例の規定を適用して計算した額）とする。</u></p>	<p>12 附則第7項に規定する者又は附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する<u>新条例第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで、新条例附則第17条並びに附則第3項から第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より少ない額となるときは、旧条例の規定を適用して計算した額）とする。</u></p>
<p>(1) <u>職員の退職手当に関する条例</u>第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで、<u>同条例附則第17条並びに附則第3項から第6項までの規定により計算した額</u></p>	<p>(1) <u>新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで、新条例附則第17条並びに附則第3項から第6項までの規定により計算した額</u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>13～40 (略)</p>	<p>13～40 (略)</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になつている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4) (略)</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。</u>) (2) (略) (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になつている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4) (略)</p>

<p>(5) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
---	----------------

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第12条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(育児短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）第54条の2の規定の適用については、同条中「<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員」とする。</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）第54条の2の規定の適用については、同条中「<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員」とする。</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員（地方公務</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員（地方公務</p>

<p>員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(非常勤職員の育児休業等)</p> <p>第29条 第2条第5号に規定する非常勤職員以外の非常勤職員の育児休業及び第25条第2号に規定する非常勤職員以外の非常勤職員の部分休業については、新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)第1条、新潟県市町村立学校職員定数条例(昭和27年新潟県条例第8号)第1条、新潟県地方警察職員定員条例(昭和29年新潟県条例第24号)第2条、新潟県病院事業職員定数条例(昭和30年新潟県条例第68号)第1条及び新潟県企業局職員定数条例(昭和34年新潟県条例第13号)第1条に規定する職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>	<p>員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(非常勤職員の育児休業等)</p> <p>第29条 第2条第4号に規定する非常勤職員以外の非常勤職員の育児休業及び第25条第2号に規定する非常勤職員以外の非常勤職員の部分休業については、新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)第1条、新潟県市町村立学校職員定数条例(昭和27年新潟県条例第8号)第1条、新潟県地方警察職員定員条例(昭和29年新潟県条例第24号)第2条、新潟県病院事業職員定数条例(昭和30年新潟県条例第68号)第1条及び新潟県企業局職員定数条例(昭和34年新潟県条例第13号)第1条に規定する職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>
---	---

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第13条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り</p>

振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間（人事委員会が指定する職員にあつては、人事委員会が定める期間）につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

（臨時職員等の勤務時間、休暇等）

第21条 職員のうち新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条及び新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）第2条に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（定年

振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間（人事委員会が指定する職員にあつては、人事委員会が定める期間）につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

（臨時職員等の勤務時間、休暇等）

第21条 職員のうち新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条及び新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）第2条に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（再任

<p>前再任用短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間、休暇等については、定数内職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、任命権者が別に定める。</p>	<p>用短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間、休暇等については、定数内職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、任命権者が別に定める。</p>
---	--

(市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第14条 市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、県教育委員会が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、市町村教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 市町村教育委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、県教育委員会が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、市町村教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 市町村教育委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委</p>

員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

（臨時職員等の勤務時間、休暇等）

第20条 職員のうち新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休暇等については、定数内職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、県教育委員会が知事と協議して定める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第15条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
（短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例）	（短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例）
第54条の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）	第54条の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

（臨時職員等の勤務時間、休暇等）

第20条 職員のうち新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休暇等については、定数内職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、県教育委員会が知事と協議して定める。

<p>第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給される月額の特務手当（人事委員会規則で定めるものを除く。）の額は、当該特務手当の額を定める規定にかかわらず、当該規定による特務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">（職員の定年の引上げに伴う特例）</p> <p><u>8 当分の間、第29条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職員給与条例附則第19項、第23項又は第24項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給される月額の特務手当（人事委員会規則で定めるものを除く。）の額は、当該特務手当の額を定める規定にかかわらず、当該規定による特務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略）</p>
---	--

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第16条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) （略）</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) （略）</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の再任用職員」という。）を除く。</u>）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) （略）</p> <p><u>(5) （略）</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により</p>

任期を定めて任用される職員 (2)～(4) (略) (5) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) (略)	任期を定めて任用される職員 <u>(常勤の再任用職員を除く。)</u> (2)～(4) (略) (5) (略)
--	---

(新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第17条 新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年新潟県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(任命権者の報告) 第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)～(11) (略)	(任命権者の報告) 第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)～(11) (略)

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第18条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 (略) (経過措置) 2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで及び第7条並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。)附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	附 則 1 (略) (経過措置) 2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで及び第7条並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。)附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

<p>(平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び附則第4項において「条例第93号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、<u>職員の退職手当に関する条例</u>第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第6項、附則第7項、条例第41号附則第3項から第6項まで並びに条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～13 (略)</p>	<p>(平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び附則第4項において「条例第93号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、<u>新条例</u>第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第6項、附則第7項、条例第41号附則第3項から第6項まで並びに条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～13 (略)</p>
---	---

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第19条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成25年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(適用除外)	(適用除外)
<p>第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した場合(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した場合(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第20条 職員の再任用に関する条例(平成13年新潟県条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項、第8条第5項第2号及び第13条並びに同条例附則第25条及び第33条の改正並びに附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

2 第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第13条第2項の規定は、令和4

年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

- 3 第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(旧条例第3条ただし書に規定する医師又は歯科医師が占める職を除く。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第17項から第26項まで及び第6条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例附則第9項から第16項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又はこの条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実

績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、良好である場合に行うことができるものとする。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職

員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項から第7項までにおいて「改正後の一般職員給与条例」という。）第18条第2項及び第21条第2項又は第6条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（次項から第7項までにおいて「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）第21条第2項及び第30条の2第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職員給与条例第25条第3項又は改正後の市町村立学校職員給与条例第26条第3項の規定を適用する。
- 6 改正後の一般職員給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員」とし、改正後の市町村立学校職員給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員」とする。
- 7 改正後の一般職員給与条例第16条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条の2、第20条の3、第24条の5及び第27条並びに改正後の市町村立学校職員給与条例第17条、第18条、第18条の3、第25条の2、第28条、第30条の3及び第30条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第6条 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者を除く」とあるのは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第5条第1項から第4項まで、同法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く」とする。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る

年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間における第11条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員で常時勤務を要する職を占める職員を除く。」とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、第13条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、第14条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間における第16条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第11条第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の

一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の暫定再任用職員」という。）を除く。）と、同条例第11条第 1 号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（常勤の暫定再任用職員を除く。）」とする。

新潟県条例第32号

新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 個人情報ファイル(第2条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止(第3条―第8条)
- 第4章 新潟県個人情報保護審査会(第9条―第18条)
- 第5章 雑則(第19条)
- 第6章 罰則(第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿等の作成及び公表)

第2条 県の機関(議会を除く。)及び県が設立した地方独立行政法人(以下「県の機関等」という。)は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、当該県の機関等が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル(法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。)については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、県の機関等は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

(保有個人情報の開示義務)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第7条第2号ウに掲げる情報(法第78条第1項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。)とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、法第84条各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第6条 法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第7条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第 8 条 法第119条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2 万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1 万2,600円

第 4 章 新潟県個人情報保護審査会

(設置等)

第 9 条 法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、新潟県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、法第129条の規定による諮問に応じ、個人情報の保護に関する事項について建議することができる。

3 審査会は、前 2 項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第 2 項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

(組織)

第10条 審査会は、知事が任命する委員 7 人以内で組織する。

(専門委員)

第11条 審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第12条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員等の職務)

第13条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第14条 審査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(調査権限)

第15条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした県の機関等（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第16条 審査会は、前条第 3 項の規定による資料の提出又は法第106条第 2 項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 3 項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し

（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））であっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第 4 項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審議手続の非公開)

第17条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会の権限に属させられた事項の審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県の機関等が定める。

第6章 罰則

第20条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第21条 前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟県個人情報保護条例の廃止)

第2条 新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第13条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第14条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者(県が設立した地方独立行政法人にあっては、この条例の施行の際現に役員である者又はこの条例の施行前において役員であった者を含む。)

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第13条第1項の委託を受けた事務若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき県が指定するものが行う当該指定に係る公の施設の管理に関する事務に従事していた者

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第15条第1項若しくは第2項(旧条例第27条第2項及び第33条第2項(旧条例第33条の2第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第27条第1項、第33条第1項又は第33条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第44条第1項の規定により置かれた新潟県個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員又は専門委員に任命されている者は、それぞれ施行日に、第10条又は第11条第2項の規定により審査会の委員又は専門委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該任命されたものとみなされる委員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における旧条例第44条第7項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員若しくは専門委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員若しくは専門委員であった者に係る旧条例第44条第10項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第37条第1項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

6 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 前2項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

9 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(新潟県営住宅条例の一部改正)

第 4 条 新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p>(入居又は同居の条件に関する個人情報の開示及び訂正の請求)</p> <p>第61条の2 県営住宅の入居又は同居の条件に関し行政文書(新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第2条第3号に規定する行政文書をいう。)に記録されている自らの個人情報の開示及び訂正の請求については、同条例の定めるところによる。</p>

(新潟県情報公開条例の一部改正)

第 5 条 新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

(新潟県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第 6 条 新潟県住民基本台帳法施行条例(平成14年新潟県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第 4 条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号)第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</u></p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第 4 条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</u></p>

(新潟県公文書の管理に関する条例の一部改正)

第 7 条 新潟県公文書の管理に関する条例(令和元年新潟県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

<p>(特定歴史公文書の保存等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(特定歴史公文書の保存等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（<u>新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
---	---

新潟県条例第33号

コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例

コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び同条第10項に規定する施設入所支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行い、並びに診療を行う。</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第6条 <u>コロニーの管理は、知事が指定する社会福祉法人（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者にコロニーの管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者による管理の場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第1条第2項に規定する業務</u></p> <p>(2) <u>第2条に規定する入所の承認に関する業務</u></p> <p>(3) <u>コロニーの施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務</u></p> <p><u>(利用料金等)</u></p> <p>第8条 <u>指定管理者による管理の場合には、第3条及び第4条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(設置等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第10項に規定する施設入所支援及び同条第12項に規定する自立訓練</u>に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行い、並びに診療を行う。</p> <p>第5条 (略)</p>

- 2 指定管理者による管理の場合には、コロニーにおいて診療を受けた者及び第3条第2項の表の左欄に掲げる者は、その料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 利用料金の額は、第3条第1項から第3項までに規定する額とする。
- 5 前項の規定によるほか、指定管理者は、必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができる。
- 6 指定管理者による管理の場合には、コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、指定管理者の定めるところによりその料金を指定管理者に納めるものとする。

(指定管理者の指定)

第9条 第6条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切なコロニーの管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。

- (1) コロニーの運営において、知的障害児者の平等利用が確保されること。
- (2) 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の関係法令の規定を遵守してコロニーの管理を行うことができること。
- (3) コロニーの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
- (4) コロニーの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者の告示)

第10条 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(実施規定)

第11条 この条例に定めるもののほか、コロニーの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、コロニーの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条を第11条とし、同条の前に5条を加える改正（第9条及び第10条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。